

平成30年第4回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成30年12月19日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	大越勇一君	7番	高橋一男君
2番	新井滄吉君	8番	今井利和君
3番	石山肖子君	9番	五十嵐辰雄君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	石井公一郎君
6番	坂本啓次君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	杉山英彦君
総 務 課	長	清水一男君
企 画 課	長	飯塚良一君
財 政 課	長	武藤武治君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	金子三千雄君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	岡野成子君
保健福祉センター所長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保険年金課長兼国保診療所事務長		川上叔春君
経済課長兼農業委員会事務局長		大越直樹君
都 市 建 設 課	長	石川篤君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	大越克典君
生 涯 学 習 課	長	野田文雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成30年12月19日（水曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案第53号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第54号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第55号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第4 議案第56号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第57号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第58号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第59号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第60号 平成30年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第61号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第62号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する
議決事件の変更について
- 日程第11 議案第63号 市町の境界変更に関する議決事件の変更について
- 日程第12 議案第64号 市町の境界変更に伴う財産処分に係る協議に関する議決事件の
変更について
- 日程第13 議案第65号 利根町教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第66号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務
調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第53号
- 日程第2 議案第54号

- 日程第3 議案第55号
- 日程第4 議案第56号
- 日程第5 議案第57号
- 日程第6 議案第58号
- 日程第7 議案第59号
- 日程第8 議案第60号
- 日程第9 議案第61号
- 日程第10 議案第62号
- 日程第11 議案第63号
- 日程第12 議案第64号
- 日程第13 議案第65号
- 日程第14 議案第66号
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

午前10時00分開議

- 議長（船川京子君） おはようございます。
ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これより議事日程に入ります。

-
- 議長（船川京子君） 日程第1，議案第53号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。
まず、原案に反対する議員の発言を許します。
次に、原案に賛成する議員の発言を許します。
討論を打ち切ります。
これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第53号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第2，議案第54号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第54号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第3，議案第55号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

11番石井公一郎議員。

○11番（石井公一郎君） 議案第55号，議案名が利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例，提案理由でテニスコートは平成29年度で92名の使用，平成30年12月1日現在ではゼロ人だということで，現在使用されていないテニスコートをバーベキュー施設に変更するということで，これは用途の変更だと思うんです。

それで，第4条中，第10号については，町長の許可を受けた場合はこの限りでないということで，10号の指定した場所以外でたき火等を詳しく説明をしていただきたい。

それに水道利用料，トイレ，ごみ処理等はどのように考えているのか，お伺いをいたします。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 1点目の、現在使用されていないテニスコートをバーベキュー施設に変更することで、国の許可はとの質問でございますが、利根川河川敷占用許可者である国土交通省利根川下流河川事務所に、テニス場をバーベキュー場に変更できるか事前に相談を行っておりまして、変更できるとの回答をいただいております。

2点目の、第4条、第10条の条文について詳しく説明とのご質問にお答えいたします。

工作物を設け、たき火、野営または炊きをする行為については、地区に居住する住民の方が利用に供することを目的とする公園につきましても、地区のお祭りのときに火を使う行為や、防災倉庫の設置などについては、あらかじめ町長の許可を受けた場合はこの限りではないという現在の条例の規定に基づき許可をしております。

しかし、これ以外は公共施設などを汚したり、壊したり、もしくは消滅させ公園の管理または利用に支障を及ぼすおそれのある行為として捉えまして、当町の都市公園内でこれらの行為を禁止しておりましたが、今回の改正案のとおり、指定した場所以外でを追加規定することにより指定した場所、つまりバーベキュー場においては、たき火、野営、炊き、または工作物の設置をする行為を認めるものでございます。

次に、バーベキュー施設に変更した経緯でございますが、議案の補足説明でも申し上げましたが、利根緑地運動公園内にあるテニス施設は、利根町体育協会テニス部の撤退により、テニス場を使用する住民の方が今年度は12月1日現在で利用者数は1人もいない状況でございます。このような施設利用状況でありますので、他の施設への変更が必要であると判断したところでございます。

今回、都市計画マスタープランを策定するための資料として町民アンケートなどを見たとき、バーベキューのできる公園をつくってほしいなどのご意見が多数ございました。

また、町の公園事業においてバーベキューができる場所の問い合わせが多く、特に利根町のボーイスカウトが、公園で青少年活動の一環で火を使った活動を行いたいとの問い合わせもございました。

そこで、利根緑地運動公園につきましても、公園敷地の規模が大きく周辺の住宅からも離れていることから、バーベキューを行える場所として適しておりますので、現在使われていないテニスコート6面全てを廃止しまして、バーベキュー施設に変更するものであります。

3点目の水道利用、トイレ、ごみ処理などをどのように考えているかとのご質問でございますが、水道の利用につきましても既存の水道1基を再活用します。水道でバーベキュー用具や食器洗いを禁止とします。水道の利用は手洗い行為だけとします。バーベキュー用具や食器など洗いますと、直接河川に流れまして水質汚染につながるため禁止とします。

なお、既存の水道1基につきましても、利根町商工会が指定管理者となり運営していただいておりますゴルフ練習場の水道の引き込み管と共同で使用していることから、バーベキューでの水道使用料を考察しながら、後で商工会と協議してまいります。

次に、トイレでございますが、既存のトイレ1基を再活用いたします。

次に、ごみ処理でございますが、バーベキューで使用した炭や食材などのごみは、各自持ち帰ることとします。なお、ごみ箱は設置いたしません。

そのほか、利根緑地運動公園の利用上の条件、決まりでございますが、まず、決められた場所、旧テニスコートのネットポール以外でのバーベキューは禁止とします。

火の使用に当たっては、直火は禁止します。直接地面で火をおこしますと植物の草に燃え移り火災などの原因のおそれがあること、また、景観が悪くなることや、植物の芝生などがだめになってしまいますので禁止といたします。

バーベキュー用具は利用者が持参することとします。バーベキューする場所だけを提供するものです。自己完結型のバーベキュー場とします。

花火は禁止します。河川敷は草木が生い茂っておりますので、火災の危険性が高いため禁止とします。

大音量での音声や音楽を流すことを禁止とします。

前もっての場所の確保は禁止とします。各自、利用者は譲り合って利用することとします。

そのほかの附属施設につきましては、既存のパイプベンチ6脚、バーベキューを使える場所を明確にする既存のネットポール88本、これら既存の施設を再活用しまして整備いたします。

また、このような禁止行為などの注意事項を記載します案内立て看板を新たに1枚設置いたします。設置費用として約18万円くらいかかりますが、今年度の都市公園の施設管理を行う工事費より支出しまして、来年4月1日よりバーベキュー場として使用できるように整備いたします。

次に、利用時間については、現在の利根緑地運動公園の使用の運用と同じで、河川のゲート開閉時間にあわせるもので、4月1日から9月30日までは午前9時から午後6時まで、10月1日から3月31日までは午前9時から午後4時までとします。月曜日は施設利用できません。ただし、国民の祝日が月曜日に当たるときは、その翌日とします。

天候不良時、河川増水時などのときも利用できません。

以上、説明させていただきましたが、この議案第55号が議会の議決をいただいた後、利根川河川敷の占用許可者である国土交通省利根川下流河川事務所に、テニスコートをバーベキュー場に変更するための協議を行い、河川占用変更申請書を提出し変更許可を受けることとなりますので、現在考えております利根緑地運動公園バーベキュー場の事業計画に変更箇所がある場合があることをご了解願います。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 今説明をいただいたんですけれども、この提案理由でにぎわいを創出すると、本当にテニスコートと同じで、またゼロ人になっちゃったときはどうす

るのかなと心配しているんだけど。

それと、手軽に楽しめる施設だということで、バーベキューをやった後の後始末とかあると思うんです。それで、水道はただ手洗いだけしか使わせないよということなんですけれども、その場所を監視したりするのは、担当課がこれを、もしそれをやった場合、水道は手洗いですよというのをきちんと守らせるだけのことができるのでしょうか。その辺、お願いします。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 絶対できますと、これは言えませんが、よく注視しながら守れるように努力してまいります。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） それは、今聞いたように、担当課がバーベキューやっているところに、そういう状況を見ているのは誰が、監視じゃないけれども、誰が見て、そういうことをやってはだめですよとか、ただ看板立てて、看板だけで注意したということ考えているのでしょうか。

それで終わります。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 今回バーベキュー場を行うときに、やっぱり職員は巡視をちょっどこまめに行うしかないのかなというところは考えております。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

次に、3番石山肖子議員。

○3番（石山肖子君） 石山肖子です。議案第55号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、二つ、質問いたします。

一つ目は、計画段階における経緯をお聞きします。

二つ目は、これが実行された場合の管理上の方針についてお伺いいたします。

1番目は、提案理由について、バーベキュー施設に変更するとの方針を定めた、その経緯、途中でほかの利用方法案はありましたか、どのようなものがありましたか。

2番目、第4条第10号（10）指定した場所以外で、たき火、野営、炊さんまたは工作物の設置をすることのたき火は、具体的にどのようなものか。これが安全管理上、方針にどう影響しますか。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 1点目のバーベキュー施設に変更するとの方針を定めた経緯の中で、他の利用方法案はどのようなものがあったのかとのご質問でございますが、バーベキュー施設に変更した経緯につきましては、先ほど石井議員に説明させていただきましたとおりでございます。

住民の方の意見としましては、現在、都市計画マスタープランを策定しているところでございますが、策定するための資料として第5次総合振興計画で行った町民アンケートで、今後利根町で公園、緑地等の整備をする場合の質問において、いろいろなご意見がございましたが、具体的な施設としましてはプール、温泉、バーベキューのできる場所のある公園、ドッグラン、食事・休憩など家族が長時間いられる場所とする、他の市町村からわざわざ来たいと思える遊具のある公園、運動用具の設置などの意見がございました。

今回、バーベキュー場として施設変更を行う利根川河川敷内にある利根緑地運動公園につきましては、洪水時河川が増水したとき、工作物の撤去を行い早急に更地にして増水した水の流れを確保しなければならない公園でございますので、必然的に利用する公園の種類が、運動場とか野球場とか広場などに決まっております。

それと、既存の施設の再利用のできる施設ということで、あと、住民の意見が多数ございましたので、バーベキュー場の施設に変更するものとなりました。

2点目のたき火は具体的にどのようなものか、安全管理の方針は、この事故はどう影響するのかということでございますが、たき火は火をたくこと、火を燃やすことを言います。バーベキュー場において火の使用に当たっては、直火は禁止します。利根川下流河川事務所との事前に打ち合わせしたときの注意事項でもございまして、直接地面で火をおこしますと、植物である草に燃え移り火災などの原因のおそれがあること、また、景観が悪くなること、もし植物の芝生などがあった場合にはだめになるので、禁止とします。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） ただいま提案理由についての中で、バーベキュー施設以外に利用する案がなかったのか、意見はなかったのかということでお答えいただきましたが、それはアンケートのほうから抽出されたり、ボーイスカウトの問い合わせがあったと。

そこで、利用方法案について検討される段階で、例えば関係団体との調整はどのように行われたのでしょうか。利用可能性のある団体も体育協会等考えられると思いますが、そこへの投げかけは行われたのかということをお答えいただきたいと思っております。

それから2番目ですけれども、こちらのほうの次の質問といたしましては、利用調整について少しお伺いいたします。

たき火についての利用ルールの周知徹底はもちろん必要です。そのことを最大限努力してということで行っていただければよろしいんですけれども、例えば緑地運動公園を使うに当たって、利用調整上、町の担当課のほうに何か利用申し込み等を受け付けるというルールはないのでしょうか。

例えば取手市の緑地運動公園におきましては、1カ月前から受け付けて利用の申し込みをするようにしてあるようでございます。それが利根町の場合はそのようなことは行われぬのか、要するに開放をして、そこをバーベキュー施設として使えますよと、あとは責任を持ってくださいで、案内看板で利用方法のマナー等も周知するとおっしゃっています

けれども、事前の申し込み等は行われないのでですね。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） まず、どこかにお声かけとか何かしましたかというご質問でございますが、それはしておりません。今回やる中で、まずは河川区域の公園でございますので、平場で行うものしかないので、緊急のときは全部撤去するような形でございますので、そこで行うということであれば、3反6畝ぐらいの敷地でございますので、その部分を行って、今回は利用するに当たりまして施設を最大限、今の施設を再活用しまして支出を少ない考え方で何ができるかという形の検討をしてみたいまして、そこでいろいろなものがあつた中で、やっぱりバーベキューの声が多かったりしておりますので、それでバーベキューということで今回させていただきました。

それから、2点目は、手軽に楽しめるバーベキューという考え方でございますので、事前の申し込みはやらない方向で考えております。

どうしてかと言いますと、手軽に近場でそういうものが、朝起きて家族でちょっとバーベキューしたいねというときに使っていただければなという考え方もございますので、事前に申し込みというのは考えていなくて、そのとき、その部分をみんなで協力して使っていただきたいという考え方で、事前の申し込みは考えておりません。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第55号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第4、議案第56号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第56号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり承認されました。

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第57号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第57号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第6、議案第58号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第58号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第7，議案第59号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第59号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第8，議案第60号 平成30年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第60号 平成30年度利根町介護保険特別会

計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第9、議案第61号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第61号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第10、議案第62号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第62号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第11、議案第63号 市町の境界変更に関する議決事件の変更についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第63号 市町の境界変更に関する議決事件の変更についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第12、議案第64号 市町の境界変更に伴う財産処分に係る協議に関する議決事件の変更についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第64号 市町の境界変更に伴う財産処分に係る協議に関する議決事件の変更についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第13，議案第65号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，議案第65号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第65号は同意することに決定しました。

ここで利根町教育委員会委員の任命の同意を得た長岡純子氏から入場と発言を求められておりますので，これを許します。

〔長岡純子氏入場〕

○長岡純子氏 ただいま利根町教育委員会委員の任命にご同意いただきました長岡純子でございます。

私はこれまで，利根町の保護者あるいは学校評議員として保護者，学校，地域の方々とかかわってまいりました。そのような経験をもとに，これからのさらなる利根町の教育行政発展のために貢献したいと思っております。

どうぞ議員の皆様方のご指導，ご支援をよろしくお願いいたします。簡単ではございますが，私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（船川京子君） 長岡純子氏の退場を許します。

〔長岡純子氏退場〕

○議長（船川京子君） 日程第14，議案第66号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

11番石井公一郎議員。

○11番（石井公一郎君） 議案第66号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例，そ

れで第2条第3号中、「34人」を「35人」に改めるということで、町としては教育が一番大事であると、私もそのように思います。教育の町にする、教育を変えるということで指導主事を2人体制にしてどのように教育の推進、充実を図り教育を変えていくのか、お伺いをいたします。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 教育委員会のほうから答弁させていただきます。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、石井議員のご質問にお答えいたします。

指導主事を2人体制にしてどのように教育の推進、充実を図るのかということでございますが、具体的には提案理由にもありますとおり、まずは個別学校訪問の拡充でございます。

授業参観による個別学校訪問を、これまで指導主事1人により不定期に行っていたものを、2人体制にすることにより、今までより回数をふやし、計画的に行うことができます。その中で特に若手教員を中心に授業参観を行い、授業中の児童生徒の理解度を見取り、授業改善における指導助言を指導室長と指導主事の2人から行うことで、今までよりもきめ細かな指導となり、教職員の授業力向上を図ってまいります。

この教職員の授業力向上は、児童生徒の学力向上を図る上では必要不可欠でありますので、このようなきめ細かな指導により授業力の向上が図られ、児童生徒の学力向上につながっていくと考えております。

次に、道徳教育や生徒指導の充実、強化でございます。

新しく採用予定の指導主事は、ミドルリーダー、中堅教員を考えておりますので、この指導主事が個別学校訪問を定期的に行うことにより、各小中学校の生徒指導主事と意見交換など、新たにより多く懇談する機会を設けることができます。

道徳教育では、新学習指導要領において特別な教科「道徳」の質的転換が述べられておりますので、その指導助言も定期的に行うことができ、質的転換にも学校全体で取り組めるようになります。

また、生徒指導面では、各学校が抱える生徒指導上の問題をいち早く共有し、いじめの未然防止や不登校の児童生徒への支援のあり方や方法等についても、迅速かつ的確に指導、助言を行うことができるようになります。

このように指導主事を2人体制にすることで、これまでの取り組みの強化を図ることにより、学力の向上及び心の教育を中心に、より一層の利根町の教育の推進、充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 小学校が平成32年度、中学校が平成33年度から新学習指導要

領が全面実施となるということですが、どのように変わるのか、その内容と、新学習指導要領の円滑な実施に向けて、指導主事を2名体制にすることによりどのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 新学習指導要領の内容と全面実施に向けての取り組みということでございますが、まず、今回改訂された新学習指導要領では、全ての教科の授業改善の視点として、知識の理解の質を高め、資質能力を育む主体的・対話的で深い学びの実現を目指すことが提示されました。つまり、従来の教師指導型の授業展開ではなく、児童生徒が主体的に、そしてほかの児童生徒と協働しながら課題解決に取り組む、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点に立った授業展開が求められるようになっております。

教師が教える、教え込む学習スタイルから、より児童生徒が話し合ったり、議論を重ねたりしながら、さまざまな課題を解決していく学習スタイルを一層展開していくことが、今回の改訂で求められているところでございます。

次に、今回の改訂により新たに導入された教科等についてでございますが、まず道徳教育についてでございます。

先ほども説明しましたが、小学校、中学校とも道徳が特別な教科「道徳」として教科化されました。これは道徳的価値を自分のこととして理解し、多面的・多角的に深く考え、議論したり道徳教育の充実を図ることでございます。

次に、小学校の英語教育についてですが、当町では昨年度から英語特区として実施していますが、小学校3年生、4年生は外国語活動として、小学校5年生、6年生は外国語、つまり英語科となり実施することとなります。

さらに小学校では2020年プログラミング教育が必修化され、実施することが義務づけられました。

また、中学校における新たな教科等はございませんが、新学習指導要領に示された目標達成のために教職員の授業力向上や授業改善が求められているところでございます。

このように、今回改訂された新学習指導要領に求められている主体的・対話的で深い学びの実現や、新たに導入された教科等の目標を確実に教職員が実施できるように、2人の指導主事がお互いの役割を明確に持って定期的に学校訪問を行い、計画的に指導助言を行うことにより、円滑に、そして確実に実施できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 今、2名体制にして先生方の教育、あと、子供たちの教育、学力の向上ということで、一番町が望んでいると思うんです。

それで、今度2名体制になるから、先生方も教育したりしてもっともっとよくなると思うんですけれども、前は悪かったんだけど、だんだんよくなってきましたよというこ

とで前に聞いたんですけれども、現在の子供たちの学力の変化はありましたか。

今度2人体制になるからもっともっとよくなるということだと思うんです。現況はいかがでしょうか、ちょっと教えてください。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） おっしゃるとおり、現在の授業、学力についてということと、今後の学力についてということですが、石井議員おっしゃるとおり、現在の子供たちは、指針となるのは県の学力診断テスト等で比べられるかなと思いますが、私が教育長になってから4年目を迎えるわけですが、その間、県の平均を目指すということで取り組んでまいりました。

その成果につきましては、若干学年差とか学級差とかがございますので変化はありましたが、おおむね県の平均に近づいている、大幅に超えているという現状ではないんですが、前年度よりも今年度、今年度よりも来年度という形で一人一人の理解度が高まってきていることは事実です。

そして指導主事が2人体制になって、さらなる学力向上に向けて取り組めるだろうというご質問でございますが、正直言わせていただきますが、指導主事が2人になってすぐに学力トップになってしまうとあって、そういうことは期待しておりません。子供たちがきめ細かな先生方の指導のもと、少しずつでも利根町の教育がよくなっていくことを期待して2人を要望した次第でございます。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

次に、3番石山肖子議員。

○3番（石山肖子君） 石山肖子です。議案第66号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由について、「個別学校訪問を拡充し」とあるが、この文言の内容についてお伺いしたいと思います。

大枠のところは石井議員の質問の中でお聞きしましたので、特に学校訪問をすることによってどのような効果があるのかということを知りたいので、拡充する回数、それから、中で質的なものですね、充実させたい内容というのを、2人体制にしたときにどのようなものを望んでいるのかお聞きします。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 石山議員のご質問にお答えいたします。

まず、個別の学校訪問の拡充する回数でございますが、今まで指導主事は1人でしたので、どうしても計画的にというのが難しく不定期で行って行っていました。個別学校訪問を今度は定期的に行っていきたいと。現在の予定では授業参観等について学力向上における訪問を指導室長と指導主事の2人で各校に月1回は、道徳教育と生徒指導関係の訪問で、指導主事1人で各校に月1回の訪問を想定しております。したがって、回数にいたします

と、約ですけれども年間96回、計画的に学校訪問を行うことができるのではないかと考えております。

今までと比較いたしますと回数は1人の指導主事の場合と比べると約3倍近く実施できるものと考えております。さらに、指導主事が2人になりますことによる、きめ細かな指導助言を行うことができるようになると思います。

充実させたい内容でございますが、先ほど石井議員にもお答えしたように、主に学力向上と道徳教育と生徒指導の充実による心の教育でございます。特に新学習指導要領に示された視点での授業改善がなされているか、児童生徒の授業での見取りや授業後の協議を行いながら、指導室長と指導主事の2人が教員へのきめ細かな指導助言に当たることで、教職員の授業力向上の充実を図っていきたいと思っております。

心の教育では、道徳科の授業の助言指導、各小中学校の生徒指導主事との懇談を行う場を新たに設けたり、各校が抱える生徒指導上の問題をいち早く共有して、いじめの未然防止や不登校児童生徒の支援のあり方、広報等について指導助言を行うことで、心の教育の充実も図っていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） それではもう一つ、質問させていただきます。

このふえます指導主事の方の業務内容についてですけれども、例えば今までは教育研究会等での研究授業、研究テーマを教科に分けて、数学科でこのような研究を教職員の方々が行って、それを授業に生かしているというところ、そこにはこの指導主事の方は助言をされていかれるのでしょうか。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今まで指導主事が1人だったので、本当に県への出張とか、事務所の出張とか、そういう形でどうしても予定していた校内授業研とか、そういう学校での要望に応えられるような指導が十分に行かなかった部分があります。ですから、今回は指導主事が2人になったことによって、1人は県への出張とか事務所への出張とか、もう1人は町のほうを主体としてやらせていただければと考えておりますので、今、算数TTとか少人数指導とかも含まれて授業を進めていますが、それをもっと重点化して取り組みができるのではないかと考えております。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第66号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第15, 議員派遣の件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（船川京子君） 日程第16, 常任委員会及び特別委員会、並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から、所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した所管・所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 平成30年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月11日から本日までの9日間にわたり行われました今期定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には、慎重なるご審議をいただきま

した結果、ご提案申しあげました案件、全てにつきまして原案のとおり可決並びに承認をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

また、本定例会の期間中ではありますが、13日から17日までの一般質問、また、議案審査の過程で議員の皆様からいただきましたご意見やご提言につきましては、大変貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと考えております。

現在、平成31年度の予算編成を行っているところですが、編成に当たっては、毎年単年度の歳入をもって歳出総額を賄うことができず、財政調整基金やその他特定目的基金を取り崩すなど、大変厳しい状況が続いております中で、質の高い行政サービスを提供し、町民が安心して豊かに生活できるよう、限られた財源の重点的な配分や事業の見直しを行い効率的な財政運営を進め、各種事業について確実に実行できるよう予算編成に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後も引き続き、議員の皆様方には、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、一つ、ご報告させていただきます。

先日12日に日本テレビ放送網株式会社において、公益社団法人24時間テレビチャリティー委員会より利根町社会福祉協議会にリフト付きの福祉バス1台が贈呈されました。いただいた車は、社会福祉協議会で実施している福祉有償運送事業において、古くなった車の代替として利用していきたいと思っております。

以上で今定例会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。大変ご苦勞さまでございました。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

○議長（船川京子君） 以上で、本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成30年第4回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、平成31年第1回定例会は、平成31年3月1日金曜日の開会を予定しております。お疲れさまでした。

午前11時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船 川 京 子

署 名 議 員 高 橋 一 男

署 名 議 員 今 井 利 和